

# 子どもの権利理解促進事業（県民向けシンポジウム開催、動画作成・配信） 業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業の目的

いしかわ子どもの権利基本条例制定（令和7年12月）を契機に、子どもの権利に対する県民の理解促進、社会全体での子どもの権利保障に取り組む気運の醸成を図るため、県民向けシンポジウムの開催及び動画による子どもの権利の普及啓発を行う。

## 2. 業務内容

子どもの権利理解促進事業（県民向けシンポジウム開催、動画作成・配信）業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで。

## 4. 委託事業費の上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

## 5. スケジュール

- |               |   |
|---------------|---|
| （1）公告（募集開始）   | 令和8年4月3日（金）                             |
| （2）質問票提出期限    | 令和8年4月9日（木）正午<br>（回答は4月13日（月）にHPにて公開予定） |
| （3）企画提案書等提出期限 | 令和8年4月17日（金）正午                          |
| （4）選定結果通知・公表  | 令和8年4月下旬                                |
| （5）契約の締結      | 令和8年5月上旬                                |

※企画提案書の審査については、書面審査とする。

## 6. 企画提案公募参加者資格

企画提案公募参加者（以下、「参加者」という。）は、以下の条件を全て満たしている者とする。

- （1）石川県内に本社、支社、営業所等を有する団体
- （2）委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書等提出期限において、指名停止または参加排除期間中にある者ではないこと。
- （5）参加申込書等提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産

手続開始の申立てがなされていない者であること。(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。)

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 政治団体
- キ 宗教団体

## 7. 参加申込書等の提出

参加者は、以下の書類を提出すること。

(1) 参加申込書【様式1】

(最新の決算書、定款等、(あれば団体の概要が分かるパンフレット等)を添付すること。)

(2) 役員名簿【様式2】

(3) 誓約書【様式3】

(4) (石川県税の納税義務を有する者は)石川県が発行する納税証明書の写し

(5) 企画提案書【任意様式】

提出先 [k-tada@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:k-tada@pref.ishikawa.lg.jp)

(石川県健康福祉部少子化対策監室担当者メールアドレス)

## 8. 企画提案書作成に関する注意事項

企画提案書は、仕様書及び別表「提案内容及び評価の視点」を踏まえ、以下の事項を遵守して作成すること。

- (1) A4、横書き、表紙に「子どもの権利理解促進事業(県民向けシンポジウム開催、動画作成・配信)企画提案書」と記載すること。
- (2) 企画提案書に会社名や会社のロゴ等を記載しないこと。
- (3) シンポジウムの開催にあたり、効果的な周知・広報手法や、より多くの県民に参加してもらうための集客の工夫(当日会場で実施可能な子ども向け企画の内容等)について具体的に記載すること。

- (4) 仕様書で指定する5本の動画について、「タイトル」「概要」を明記すること。また、作成した動画について、ターゲット層に広く視聴されるための効果的な配信先や広報手法など、動画の普及啓発に関する企画提案を記載すること。そのほか、参加者の強みを活かした企画提案を積極的に記載すること。
- (5) 文字サイズは12ポイント以上とし、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
- (6) 再委託は原則禁止とし、やむを得ない事情により再委託を行う場合は、その委託先及び業務内容、再委託金額を記載すること。
- (7) 見積書【任意様式】を添付し、宛先は「石川県知事 山野 之義」とし、一式計上ではなく、第三者に客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価、数量等が判断できる内容とする。）
- (8) 提出できる企画提案書は1案までとする。
- (9) 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- (10) 一度提出した企画提案書は、石川県の指示を除き、書き換え、引き換え、または撤回することができない。
- (11) 企画提案書の記載が、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該企画提案書を提出した者が負うこととする。

## 9. 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む。）及び関連する一切の権利はすべて石川県に無償で譲渡するものとする。  
ただし、石川県と参加者が協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を石川県に帰属させることが困難なものについては、この限りではない。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の権利が含まれる場合、その調査・処理は参加者の責任とし、当該費用は見積額及び契約額に含めること。
- (3) 参加者は本事業に係る成果を学会等で発表する場合には、あらかじめ石川県の承認を得るものとする。

## 10. 業務委託公募に関する質問について

質問は質問用紙【様式5】を用いてメールで行うこと。

- (1) 回答は、質問ごとに随時質問者に対して行う。
- (2) 企画提案書の審査に関する質問は回答できないものとする。

質問先 [k-tada@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:k-tada@pref.ishikawa.lg.jp)

(石川県健康福祉部少子化対策監室担当者メールアドレス)

## 11. 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、提出された企画提案書をもとに書面審査とする。

## 12. 審査に関する特記事項

- (1) 別表「提案内容及び評価の視点」に基づき、子どもの権利理解促進事業（県民向けシンポジウム開催、動画作成・配信）業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、審査を行うものとし、最も評価の高い参加者（以下、「最優秀提案者」という。）を契約の相手方として選定する。
- (2) 参加者が1者の場合、参加者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査委員会は、石川県を通して、参加者から追加の書類提出や聞き取り等により企画提案書の内容確認を行うことができる。
- (4) 審査は非公開で行う。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。
  - ①審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
  - ②他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
  - ③実施要綱に適合しない書類作成をすること。
  - ④提出書類に虚偽の記載を行うこと。
  - ⑤そのほか、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 13. 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した者に対して、電子メールにより通知する。なお、審査内容及び採点、審査結果に関する質問や異議は一切認めないものとする。

## 14. 契約の締結

- (1) 石川県は、審査委員会が最優秀提案者とした者と本件業務委託について、別途改めて協議した上で契約を締結する。  
ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された企画提案は、石川県との協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2) 上記「13. 審査結果の通知」により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき、または協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行った上で契約を締結することがある。

## 15. その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は審査のためにのみに使用する。
- (3) 本業務委託公募型プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。

- (5) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (6) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律及びその関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとし、疑義を生じたときは、石川県と参加者の協議の上定める。

別表「提案内容及び評価の視点」

項目	主な提案内容	評価の視点	配点
全体	本事業の目的（いしかわ子どもの権利基本条例制定を契機とした県民の理解促進・気運醸成）を達成するための、事業全体の基本方針やコンセプトを記載すること。	本業務を理解し、業務委託の目的を踏まえた提案がなされているか。	10点
実施体制等	業務主任者、各業務の責任者及び体制図を記載すること。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先の執行管理方法がわかるように記載すること。	企画提案内容を確実に実施できる職員体制及び職員の資質があるか。	20点
企画提案内容	シンポジウムの開催にあたり、以下の事項について具体的に記載すること。 ・より多くの県民に参加してもらうための効果的な周知・広報手法 ・ターゲット層の関心を惹きつける集客の工夫（当日会場で実施可能な子ども向け企画の内容等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知・広報手法や集客の工夫が、ターゲット層（県民・子ども）の関心を惹きつける効果的かつ魅力的な内容となっているか。</li> <li>・提案内容が実現可能性の高いものとなっているか。</li> <li>・他県や他事例にはない、提案者の強みを活かした独自の工夫や斬新さがあるか</li> </ul>	30点
	動画の作成・配信にあたり、以下の事項について具体的に記載すること。 ・仕様書で指定する5本の動画の「タイトル」及び「概要」 ・ターゲット層に広く視聴されるための効果的な配信先（媒体）や広報手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画のタイトルや概要が、子どもの権利について分かりやすく、県民の理解促進につながる内容となっているか。</li> <li>・提案された配信先や広報手法が、ターゲット層に確実に届き、広く視聴・拡散される（波及効果が高い）ものとなっているか。</li> <li>・提案者の専門性やノウハウが十分に活かされているか。</li> </ul>	30点
見積金額の妥当性	業務実施に要する経費について、経費の内訳、範囲が分かるよう明確に提案すること。	企画内容の質・量ともに金額に見合ったものとなっているか。	10点